



# 簡易保育園に関する「よくある質問」



**Q1: 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？**

入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。  
そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職証明書をご提出ください。

**Q2: こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取るようになりました。育児休業中も第1子そのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？**

下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子が1歳6ヵ月になる月まで)も、上の子の補助金は交付します。

また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

**Q3: こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？**

補助金対象とはなりません。

就労の場合、月64時間以上就労をしていることが必要となりますので求職期間中は補助金の対象になりません。退職、転職等をする場合、雇用期間・契約期間のある方は契約更新や期間が空かないように留意してください。期間の更新があった場合は、補助金変更等承認申請書と就労証明書を提出してください。

**Q4: 幼稚園の夏休み期間(幼稚園在園児)や認可保育園の保育時間後(認可保育園在園児)に簡易保育園に預けた場合も、補助金の対象となりますか？**

通園することは可能ですが、補助金の対象とはなりません。

■お問い合わせ■

こども入園課 047-711-1785